

わたしたちは、彼らふたりの名を記さなかった。¹⁾

——癩そしてハンセン病をめぐる療養所での在園者との語らいを考える——

阿部 安成

I

瀬戸内海には複数の大島がある。香川県高松市の大島は、去年 2010 年に「瀬戸内国際芸術祭 2010」（以下、芸術祭、と略記する）の会場の 1 つとなり、7 月から 10 月にかけて、とても多くの鑑賞者がそこを訪れた。わたしがみたかぎりでも、8 月のある日曜日には、島に渡る高松 1 便（9:10 発）の船内がほぼ満席となるほどだった。9 月の三連休には、1 つの便に 50 名、40 名もの大人数が乗船したと聞いた。この島には、1907 年に公布された法律第 11 号「癩予防ニ関スル件」の施行とともに療養所が開設された。1909 年の設置以来 100 年をすぎた現在も、そこには国立療養所大島青松園（以下、大島青松園、と略記する）という名の施設がある。

芸術祭開催時には、新聞、雑誌、テレビといった複数のメディアが、この芸術祭をとりあげた。芸術祭報道のなかでの大島の報じられ方は、1 つに、展示作品の「目玉」とされた、解剖台を軸としていた。解剖台報道の論調は、ほぼ一様に、それが療養所の歴史と療養者の記憶の「悲しみ」をあらわしている、とそろっていた²⁾。新聞報道のもう 1 つの基調は、

¹⁾ 本稿は、2010 年度滋賀大学研究推進プログラム「基盤研究」助成による研究題目「20 世紀日本のハンセン病療養所における生命管理の実証研究」の成果の 1 つである。

²⁾ 解剖台報道と大島青松園在園者が撮影した解剖台写真を史料として紹介した稿をハンセン病市民学会に投稿した（2010 年 8 月 31 日投函）ところ、審査期間の 2 か月を大幅に過ぎた 11 月 22 日付の E メールに添付されて審査所見が届いた。その内容、書面ともにひどく杜撰だった。同学会事務局が指示した再投稿期限の 12 月 31 日に修正稿を E メールに添付して送信し、2011 年 1 月 14 日までにその所見を郵送するように伝えたが、期日までに返信はなく、投稿先をかえることとした（この審査の内容と経緯について別稿を用意）。その稿に掲載した史料の補遺と、「悲しみ」という論点と、聞き取りという手法への 1 つの批評を、阿部安成「解剖台顕現—国立療養所大島青松園と瀬戸内国際芸術祭 2010 と展示作品解剖台」（滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.140*、2010 年 10 月）と同「悲しみの根、悲しさのゆくへ—瀬戸内国際芸術祭 2010 展示作品解剖台が涙を誘った」（滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.141*、2010 年 12 月）、同「だって、当事者がそう言うものですから—ハンセン病療養所における聞き取りの手立て」（滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.142*、2010 年 12 月）に記した。

解剖台引き揚げの経緯を、ある 2 名の人物の名をあげて報じたところにあった。大島の西海岸北方の浜に廃棄されていた解剖台を引き揚げて、それを芸術祭の展示作品にするきっかけをつくった在園者は、その名が新聞紙上に明記されることがなかった。在園者たちが解剖台展示をどのようにうけとめたのか、感じたのかも、さきにあげた 2 名のうちの 1 名のそれをのぞいては伝えられていない。こうした報道も、聞き取り取材という作業を 1 つの確かな根拠としてなりたっている。

1996 年の「らい予防法」廃止から、2001 年の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の原告勝訴と和解を経て、2005 年に「ハンセン病問題に関する検証会義」が最終報告書を公表したときまでのおよそ 10 年のあいだは、癩そしてハンセン病をめぐることがらしばしば報道されたものの、それ以降は、依然として療養所があり、そこに暮す人びとがいるにもかかわらず、その場が、そこに生きる彼ら彼女たちが注目されることがほとんどなくなっていった。芸術祭がとりあげられても、その会場の 1 つである大島はふれられなかったり、あるいは、大島をとりあげても芸術祭の展示作品解剖にはふれなかったりといった、わたしには不思議におもえる案内や報道がいくつもみられた³⁾。あるドキュメンタリー番組は、この芸術祭を機に初めて観光客が大島を訪れた、とナレーションで示した。これは、事実誤認か無知によるものか、または、芸術祭をきっかけとした交流（つながり）を強調するための嘘である。芸術祭以前にも、視察者や見物人が療養所のある大島に渡っている。

だが、確かにこれほど多くの島外のひとが、休日のたびに大島に来たことはなかっただろう⁴⁾。たんに島への訪問の機会が増えただけではない。展示会場の 1 つの「カフェ・シヨ

³⁾ NHK 教育テレビの「日曜美術館」は芸術祭を主題とした回で展示作品解剖台をとりあげた稀有なテレビ番組となり（「島とアートを巡る冒険～瀬戸内国際芸術祭 2010～」2010 年 9 月 5 日放送）、他方で、読売テレビ系の「NNN ドキュメント'10」の「その手をつないで ハンセン病の島から未来へ」（同年同月 27 日放送）は芸術祭会場となった大島をドキュメントの現場として展示会場「GALLERY15」を撮影しながらも、そのすぐまえにある解剖台を映しもせず言及もしなかった（前掲「解剖台顕現」参照）。

⁴⁾ もう 1 つ、ここ 5 年くらいのあいだで現在ほどコンクリートミキサー車やダンプカーなどが大島に上陸したことはなかった。在園者のひとりが深夜までつづく工事に対して「本館」に抗議したことがあったと在園者から聞いた。ヘリポートや新しい寮を造るための大土木工事のようすが島外に知られることはほとんどない。大島がいま遂げつつある大きな変貌は島のなかだけの出来事となっている。

ル」では、島のひとに教わって、島の土を焼いてつくった陶器の食器を使い、島のひとが栽培した南瓜や文旦を食材としたキッシュやケーキなどを出して、島の人びとの生活の一端が芸術祭鑑賞者とつながるきっかけを提供していた。しかも、療養所の過去をあらわし、それをあらためて在園者に想起させた解剖台も展示されていたのだ。3か月をこえる期間のなかでのこうした出来事は、島の人びとにとっては新しい体験であり、いくにんもの人びとがなにかを感じ、さまざまな思いを語ったことだろう。それらは、なかなか文字によって記録されにくい体験や思いとして在園者のこころのうちに積み重なってゆく。他方で、大島で暮らしながらも、芸術祭を体験できなかった、体験しなかった人びとの思いも、どこかしらにあるはずだ。それらは、だれかが聞き取らなければ記録されないままに忘れられてゆく。聞き取りという作業は、大島青松園の現在を記録するために、重要な不可欠の手立てとなるに違いない。その一方で、療養所における聞き取りという作業は、しっかりとした検証をうけることがこれまでほとんどなかった。それは、過去を記録したり歴史を考察したりするための方法として、まだ充分には練られていないようにわたしたちは判断した⁵⁾。

わたしと石居人也（町田市立自由民権資料館学芸員。さきに脚注に記した投稿原稿の共著者）は、高松市中央図書館での解剖台報道調査とほぼ並行して、在園者からの聞き取りをおこなおうと予定をたてた。2010年8月19日に新聞記事を収集し、翌20日に大島青松園在住者2名から聞き取りをした。その内容は、解剖台の写真と新聞記事と一っしょに将来への史料として、それらを紹介する文章を添えた論稿にまとめて学会誌に投稿するころづもりだった。そして、できあがった投稿論稿にわたしたちは、話者ふたりの名を記さなかった。その判断はわたしがおこない、話者と石居にもそれを伝えた。

本稿は、話者を無記名としたことをあらためてもういちどふりかえり、さらには聞き取りという手法をめぐる考察の一端を開陳するものである。聞き取られた声はなにを可能に

⁵⁾ 聞き取りへの批評については、石居との共著をべつに用意している（「聞いて書くことの技術と機能—ハンセン病にかかわる療養所での生を考えるために」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series* として発表予定）。順序からいえば本稿よりも石居との共著稿のほうがさきに発表されなくてはならなかったが、わたしの事情で脱稿が遅れている。

するのか、わたしたちは在園者たちの声をどう聞くのか、それにどのように耳をむけるのか、がここでの主題である。

わたしたちが聞き取りにかけた時間はおよそ 50 分。ひとは 70 歳代後半、もうひとは 80 歳代の初めで、ふたりとも 1940 年代末ちかくなって大島に来た男性の在園者である。「癩予防法」のもとでの療養所への隔離であり、ただし、少年舎を体験しない年齢での入園だった。彼らは、2005 年から現在にいたるまで、わたしが大島で調査するときにはかならず会うふたりで、最近では、このふたりにくわえて、一方のおつれあいと、介護者がひとり、またはふたりで、調査のたびに 1 回は夕食をいただいている。調査協力者の石居を入れた、多いときで 7 名が会食の顔ぶれである。

聞き取りにさいして、あらかじめ質問事項を 2 つ決めておいた。1 つは、解剖台引き揚げの経緯、2 つに、解剖台を展示したところで、それが在園者にどのようにうけとめられたのか、について。ただし、この 2 つの質問事項を示してから聞き取りに入ったのではなく、会話をしてゆくなかで、だんだんとこの 2 点について、この順で尋ねていった。初めに、聞き取りを録音すること、聞き取りと新聞報道と写真を素材とする史料紹介を学会誌に投稿することを断り、それが了承されて聞き取りが始まった。

わたしは、芸術祭の展示作品となった解剖台が引き揚げられる経緯と、その展示が大島青松園の在園者にどのようにうけとめられたのか、を聞き取るにあたって、じつは、そのおおよその内容を事前に、話者のひとりから聞いていた。それなのに、なぜ、わざわざ形式ばった「聞き取り」などという場を設けて話を聞いたのか。おそらくそのときはいまよりも、ただの会話や談話と聞き取りとを峻別して、後者によってなにか引き出せる現在または過去のようすがあるとおもっていたのかもしれないし、普段の会話や談話では、それをなにか論証の素材とするときに、説得力において弱さがあると考えていたのかもしれない。わたし自身のことながら、そうした考えの展開はいまでは曖昧になってしまった。

そしてもう 1 つ、いま、ここに記録しておく、聞き取りをしても、そのまえの会話や談話で知ったこと以上になにかが明らかになるとは、わたしはおもっていなかったのだ。話者のひとりとのあいだでの、解剖台引き揚げの前後における会話や談話で明らかになっ

たことは2点——1つは、解剖台引き揚げのきっかけは、新聞報道に記された2名がつくったのではなく、べつにいるもうひとりの訴えによること、2つには、展示作品となった解剖台をみることで、いくにんかが、かつて療養所でおこなわれていた葬送の仕組みである籍元制度をおもいだしたこと⁶⁾、だった。

聞き取りを終えたその翌日のことだったとおもう、史料紹介の論稿を書くにあたって、わたしは、このふたりの名を記さないことを提案し、石居もそれを了承し、彼らの発言を無記名のまま、わたしたちの文章にいわば埋め込んだのだった。名を記さないだけでなく、聞き取りの内容を提示するにあたってその一言ずつを文字に起こさないこととした。本稿は、その判断をめぐるわたしの思案を記録するとともに、ハンセン病の療養所における在園者の声をどう聞くのか、どう扱うのかへのいくつかの論点を記すものとなる。

II

聞き取りの対象となったりそれに応じたりした話者の名を記すことは、1つには、その聞き取りの内容を確認する手立てを明示する、という所為なのだろう。ひどく不作法なものの方がすれば、文字史料の典拠や書誌情報、また所蔵場所を示すのとおなじく、聞き取りの話者をたどれる情報をはっきりさせるということだ。とはいえ、参照された文献の書誌情報などが示されていれば、それをもとにその文献にちかづき、それを手にすることができるのに対して、聞き取りのばあいには、その当人に接近することはかなりむづかしいし、もうそのひとが亡くなっていけば、ふたたび聞き取りをおこなうことはできない。聞き取られたその全体が開示されていたり聞き取りの内容がまとまって読めるようになっていたりする例は少なく、さらにその聞き取りの音声記録にたどりつけるばあいはほとんどない。もちろん文献にしても、調査や研究の主題に関連するそれらをすべて持っているわけではないだろうが、最近では公共の公立図書館であれ大学の附属図書館であれ、図書館間の関係が密になって現物借用や複写依頼が、以前にくらべると格段に円滑に迅速にできる

⁶⁾ 正確には籍元制度は葬送にとどまらない共済、扶助のしくみだった（阿部安成「解剖台 顕現—国立療養所大島青松園と瀬戸内国際芸術祭 2010 と展示作品解剖台」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.140*、2010年10月、を参照）。

ようになった。他方で聞き取りは多くのばあい、論文などに切り取られたその断片にしか読者はちかづけず、たとえば、ある話者が語ったその全体を見渡して、それを読んだり聞いたりできる手立てはほとんど提供されていない。

聞き取りという手法をもとにした研究は、おうおうにして、研究材料となる聞き取られた記録の話者の名を明示してもしなくても、あるいはそれを記号によって示したとしても、そうした違いにかかわらず、話者が話したり語ったりしたその全体が、かつその音声そのものが公開されている事例はほとんどないのだ。

話者の話の内容がもとで、または、話者の氏名が明かされることで、話者本人やその親族やその関係者になにかしらの害や迷惑がおよぶとあらかじめ想定される時は、話者の名を明示せずに、伏せ字や英字イニシャルがその代替として用いられるばあいがある。だが、ことさらに、「Y・F」などと表示する記し方は、なにかおもわせぶりのようで、わたしにはなぜこうした表記が必要なのかがわからない。聞き取りの内容をもとに、なにか過去の事実や真実を明らかにするという作業をするときに、氏名を明示できないばあいには、たとえイニシャルの記号であってもそれを記すことで、話者の内容か、それを利用する筆者の稿の信憑性が増すということなのだろうか。自分ではその名を明示しないが、暗示を出すから、あとは読者が推測したり探査したりせよということか。在園者のひとりが、療養者のふたりが、自治会の1会員が、こう述べた、このとおりに語った、では、なぜまづいのだろうか。

ここでわたしは、話者の名を明記せよといっているのではない。わたしたちがそうしたとおりに、話者の名が記されないばあいがある。そのとき、なぜ氏名のイニシャル記号を記すのか、それが聞き取りを利用して稿を記す筆者に自覚されているのかを問うているのである。

他方で、部外者が、療養者や在園者の実名などを記してしまう問題も指摘されている。療養所では、そこで使用する通用名が用いられていた。療養者のなかではおそらくいくらか知られている方であろう北条民雄という名も通用名だった。部外者が引き起こした問題の一例をあげよう。北条をめぐっては、郷里にある「実名の一字が盛り込まれた戒名を刻

んだささやかな墓」の写真が雑誌に発表されるなどしたために、彼の親族が「墓石から実名の部分を削り取る事態にいたったという、「こころない人物〔あるひとりの北条研究家——引用者による。以下同〕が引き起こしたある事件」があった⁷⁾。たとえば療養所内でのみ通用した名であっても、それが隠されることは多く、療養所で過ごしたものはその死後も、出自、履歴、氏名などが徹底して秘匿されるばあいがあるのだ⁸⁾。

ただし、こうした「事件」をとりあげるものにとらえ方も検討する必要がある。「事件」についてのさきの引用は、「北条民雄の生涯」を記していくつかの「ノンフィクション賞」を受賞した『火花』という書名の図書の一節である。同書の書き出しは、つぎのとおり。

ある秘められた作家の生涯を、この世に蘇らせようという無謀な旅の試みに、私はこれから出発しようとしている。

ここにいう作家が北条であり、この著者にとっては初めから彼は隠れたみえない人物で、その生涯を明らかにすることが執筆の動機あるいは目的として示されていたのである。「その作家は、生前はもとより、死後もなおしばらくのあいだ、まぼろしの存在とされていた」「もはや忘れ去られた感のあるその作家」という記述もおなじ謂である。著者のこの執筆姿勢を、暴露といったら過剰な表現となるだろうか。では、露出ではどうだろうか。この著者は、ともかく、北条の生涯を、可能なかぎり詳細に露わそうとしている。「まぼろしの故郷」と題された同書第1章でも、その姿勢はつらぬかれている。著者は四国で、「このあたりが北条民雄の生地にちがいないと考えを絞り込」みながら、その場所をさがしたという。「それからしばらくして、ある幸運が舞い込んできた」——「幸運」とは、「十年來の徳島出身の友人と雑談をしていて、話題がたまたま北条民雄におよんだとき」にその友人が口にした「思いがけない言葉」、

北条民雄は自分の遠い親戚筋にあたるんだよ

⁷⁾ 高山文彦『火花—北条民雄の生涯』(角川書店、2003年、元版1999年)。

⁸⁾ たとえば療養所にある納骨堂の内部がテレビで放映されるとき骨壺に記された通用名にモザイクがかけられることがある。最近では2011年5月23日放送のテレビ朝日放送系列「テレメンタリー—2011」(番組名「ダブルプリズナー」瀬戸内海放送制作)で邑久光明園の納骨堂内部の映像は全体にぼかした映像となり、ナレーションで骨壺には「偽名」が記されていると知らされた(視聴した番組は5月22日のABC放送による)。

によって、北条の情報にいつそう接近できる可能性を得たことを指す。さらにその「友人が私〔著者〕をおどろかせた」ことは、

彼〔友人〕は重い事実を知っていた。北条民雄の実名を何気なくつぶやいたのだ。

との瞬間である。またさらに著者は、北条の郷里でその「実名をあっさりと口に出し」た「老婆」に北条の墓を示されることとなる。

著者はしかし、「いまとなっても、郷里の名を書くべきではないだろう」との判断から、北条が育った故郷も、その本名も記さない。他方で、同書第1章の3の冒頭であっさりと、

大正三年九月二十二日、北条民雄は京城府漢江通十一番地で生まれた。

と記している。その父が「陸軍経理部の一等計手として朝鮮に赴任して」いたための外地での出生であった。北条の全集（川端康成ほか編『定本北条民雄全集』上、東京創元社、1996年）につけられた年譜は、

大正三年（一九一四）一歳／九月二十二日、朝鮮京城府（現ソウル）漢江通十一番地に生まれる。父は陸軍経理部の一等計手だった。

に始まる。全集の年譜が記しているのだから、彼の出生地を明示することにすこしの問題もないということだろうか。

ここで混乱しつつあるかもしれない読者のために解説をしておこう。この伝記作家（さきの「著者」）は言葉を濫用している。さきにみた同書第1章「まぼろしの故郷」には、「生地」「生家」の語が頻出する。

友人は北条民雄の生地は自分の出身地でもある阿南だと語ったが、〔後略〕

その那賀郡のとある町を、私は訪ねたのだった。噂がすぐにも伝わりかねない小さな町のことだから、生家を特定せずに同姓の家をいきなり訪ねるのは当然のことながら憚れた。〔中略〕たとえ生家を知り得たとしても訪ねるつもりはなかった。

いまとなっても、郷里の名を書くべきではないだろう。私は老婆に教えられた道を歩き、生家のまえに立った。

しばらくのあいだ郷里にとどまっていたのは、跡継ぎとして家に残り家業の農業を手伝ってくれと言われたからだった。民雄は仕方なくしばらく生家で暮らしていたが、〔後略〕

といったぐあいである。複数のノンフィクション賞を受賞した作家に対して失礼ながら、「生地」「生家」とは、「生れた土地」「出生地」や「その人の生まれた家」をいう（『広辞苑』。もっとも後者には「実家」＝「父母の家」の意味もあるが）。さきあげた引用のうち最後の文章は、北条が京城府で生まれた、と記したそのあとのページにみえる。郷里や故郷と生地の話の意味を混同しているのだ⁹⁾。

さて、この伝記作家による、記さないという加減は曖昧で、出生地は明示するが、故郷と本名は記さず、そのうえで後者をめぐる記載ぶりには、おもわせぶりが濃厚に籠もっているとみえてしまう。故郷では人口に膾炙しているともみせられた北条の本名もその地名も、「いまとなっても」それを明かさない。だが、いくにんかは確実にそれを知っていて、かつ、自分もそれをつかんでいるのだ、との披露にみえる。本名が「重い事実」であるというとき、その「重」さとは、だれにとっての、なになのだろうか。北条の故郷と本名をつかんでいるというこのことが、どのような意味を持つのか。伝記作家にとって、より詳細な北条の生涯を、喩えのとおり、微に入り細をうがって記すために必要な（しかも、そのどあいがかかなり高い）情報の1つひとつなのだ、ということそれ自体はわかる。たとえ、癩そしてハンセン病をめぐることがらだとはいえ、その詳細情報を知っていて、しかし示さない、ということが、この病をめぐる過去と現在の社会状況を照らし出すのだ、と伝えたいのだろうか。故郷と本名を秘匿し、他方で出生地を開示することが、北条を考えることにどのようにつながってゆくのか——わたしはこの点を同書において読みとることができなかった。もとよりわたしは、北条の故郷と本名を明示せよといっているのではない。

わたしも、療養所に生きたひとりの人物をとりあげ、彼の生涯のいくつかのことがらを、1つひとつの典拠をきちんと示したうえで書いたことがある。それは、香川県の大島にある療養所に暮らした長田穂波の生年月日と、それを記載した逐次刊行物『青松』についてである。ただしわたしは、穂波の全生涯をできるだけ詳細に再構成するために、彼の生の1齣ひとこまを明らかにするような作業をしたのではない。そうではなく、穂波の生をめぐ

⁹⁾ なお前掲『定本北条民雄全集』上の年譜での第2項は「大正四年（一九一五）二歳／七月、母が肺炎で急死し、民雄は賜暇の父に伴われて、郷里徳島県那賀郡の田舎に帰り、母方の祖父母（父は婿養子）に託された」である。

る言葉や情報の配置や関係のようすを、あらためて、組みたてていたのだと自覚している。

穂波は北条以上に、「もはや忘れ去られた感」のある療養所在住者だといえる。そうであればなおのこと、彼の伝記や評伝を執筆するときには、彼の生没年月日、出生地、墓所、本名などは重要な情報となるだろう。だがそれらの情報は、穂波を考えるためには不可欠であって、それなくしては穂波を考察することができない与件なのだろうか。わたしは、情報の情報というべき資料を整え、(たとえば、穂波の生年月日はどのようにして知ることができるのか、それはなにに記されているのか、その典拠となる歴史資料はどのように流通していたのか、現在はどのようにそれを入手できるのか、といったことがらをつかむ)、穂波をめぐる情報をできるだけまるごと把握して、穂波を考えるための知を構築してゆこうという構えをとっている。こうした対象へのむきあい方からすると、たとえば生年月日という情報はなくてもよいばあいがある。それがいつかが重要なのではなく、それがわからないのであれば、どういう史料が残っているながらもなぜそれがわからないのか、それがわからない史料の現在をつかもうとしているのである。

「ある秘められた作家の生涯を、この世に蘇らせようという無謀な試みの旅」に出発した伝記作家も、なにかしらへの配慮ゆえに、北条民雄の郷里も実名も記さなかった。それを記した文献は皆無ではないが、これら 2 つの情報を知る手立ては、ほとんど現地での、あるいはその出身者からの聞き取りによるほかないといえよう。この伝記作家による北条についての図書が刊行された 1999 年(初版)、2003 年(文庫版初版)においてさらに、北条は「秘められた作家」にさせられていたのだ。

III

ここで、聞き取りによって得られた情報を重要な史料の 1 つとして利用した稿をみよう。「患者解放闘争の展開」と題された 1 編で、それは、かつて単独の論文としてある研究会が発行する逐次刊行物に掲載された稿が論文集に収載された時点でつけられた論題である

(以下、闘争稿、とする)¹⁰⁾。闘争稿の課題は、大島療養所(香川県)、外島保養院(大阪府)、長島愛生園(岡山県)における「患者のたたかいを検討する」ことで、ただし、「個々のたたかいの詳細な事実経過はそうした書物に譲り、本章においては、特にそれらの個々のたたかいの歴史的意義について論究」することにあるという。「そうした書物」とは、「現在の各療養所入園者自治会の手ですぐれた記録としてまとめられている」3点の書籍——大島青松園入園者自治会編『閉ざされた島の昭和史—国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』(大島青松園入園者自治会(協和会)、1981年)、長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程』(日本文教出版、1982年)、邑久光明園入園者自治会『風と海のなか—邑久光明園入園者八十年の歩み』(邑久光明園入園者自治会、日本文教出版、1989年)、である。

闘争稿では実際には、大島事件(1931年)、外島事件(1933年)、長島事件(1936年)の「歴史的意義」についてだけ論じられたのではなく、「詳細」かどうかはともかく「個々のたたかい」の「事実経過」にもかなりの紙数がさかれている。しかもそれらの「事実経過」のいくつかの点は、「ききとり」が典拠として記されているのである。闘争稿の注には、「K・M氏」「土谷勉氏」「井上真佐夫氏」の3名を話者とする11の「ききとり」が示されている。初出稿の文末には「付記」として、「大島事件を体験された井上真佐夫、土谷勉、K・Mの各氏にはききとりに協力していただきことへの謝辞が述べられていた。話者は「体験」者だったのだ。闘争稿の論旨を確認しておこう。

闘争稿は、1936年8月に長島愛生園で勃発した長島事件を、1930年代に展開した、癩予防法下で患者の隔離を推進する「無癩県運動」への患者の側からの最大の抵抗と評価する。長島事件とは、定員超過により悪化する環境のなかで、その改善と自治と園長など職員の辞職とをもとめ、療養者たちが「患者作業の拒否」「デモを敢行」「入園者大会が開かれ」「ハンガー・ストライキに突入した」出来事である。闘争稿では、この長島事件が「最大の抵抗」となる、「一九三〇^(三三)～三六年、大島療養所・外島保養院・長島愛生園でハンセン

10) 藤野豊『日本ファシズムと医療—ハンセン病をめぐる実証的研究』(岩波書店、1993年)の第4章。原題は「日本ファシズム成立期におけるハンセン病患者の解放闘争」(『民衆史研究』第39号、1990年5月)。両稿のあいだに誤記もふくめて大きな違いはなく、ここでは前者から引用をおこなう。

病患者の解放闘争」が「高揚した」展開に相互の連関をとらえ、これらの「患者のたたかい」＝「一九三〇～三六年の日本ファシズム成立期に高揚したハンセン病患者の解放闘争」に、「反ファシズムの抵抗としての歴史的意義」が確認されたのである。

3 療養所で起こった「解放闘争」の詳細を明らかにするために、闘争稿では「ききとり」が活用されている。そのようすをみよう。

1931年1月に大島事件の端緒となるラジオ破壊があった、という。ここにつけられた後注は、「以下、大島事件については、特に註記しない限り、大島青松園入園者自治会編『閉ざされた島の昭和史—国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』（一九八一年、同自治会）、三一～五一頁を参照」となっている。つぎに「ききとり」による記述をみよう。

①「このラジオについては、療養所当局が外部に対して患者慰安の設備と宣伝していながら、外部からの訪問者があった時のみスイッチを入れるというのが現実で、通常は患者にラジオを使用させなかった」……後注「当時、大島療養所は自家発電による電気を使用し、このラジオは電池式であった。そのため、電池の消耗を恐れ、患者には使用させなかったという（K・M氏ききとり）」。

前掲『閉ざされた島の昭和史』（以下『島昭和史』と略記する）には、「なるほど寄贈されたとうざは、三回か五回かけて聞かせた。ところがやがて忙しい、暇がない、こわれていると口実をもうけてかけようとしな。〔中略〕来客のあるたびに所長が係長（後の事務部長）がその他の職員が、ラジオの前まで案内し「いつもかけて聞かせています」とカッコいい説明をする」と記されている。「ききとり」が報せる内容は、ラジオが電池式であること、電池を消耗させないために使用させなかったこととなる。

②「当時、大島療養所内では、患者自治会の設立が論議されていたというから、ラジオ破壊を自治会結成の契機にしようとしたのである」……後注「土谷勉氏ききとり」

『島昭和史』の第1章は「島のあけぼの」、その第1節は「一台のラジオ（昭和六年）」と題され、ラジオ破壊の報により「一同は喚声を上げ、手を拍いて狂喜した。ザマァ見ろ！と、もはやこの時点で所当局に対する日ごろの鬱積した不満が爆発し、それは怒りとなって燎原の火の如く島中に炎々と燃え広がっていた」「はからずも一台のラジオが、離島の歴

史を大きく書き変える結果となった」との記述となっている。ラジオ破壊と自治会結成の
連関について、「ききとり」はその意図をより明瞭に述べている。

③「事態は結局、「所長以下態度を改めること」、「設備の完全を期すること」、「その他慰
安を講ずること」等の条件で清水課長〔香川県衛生課〕に解決を一任することになり」…
…後注「清水は、患者側に運動の方法を教えるなどしたため患者の信望も篤く（井上真佐
夫氏ききとり）、患者側に「固い」という印象を与えないため、あえて和服を着て療養所を
訪れたという（K・M氏ききとり）」。

『島昭和史』は、「調停者」としての清水がたびたび来島したことを記す。ラジオ破壊後
まもないところで初めて来島した清水について、「紳士」とする一方で「初見のくだけた態
度は一同に好感をあたえた」とその印象を記している。運動方法の教示や和服着用がいつ
の時点のことか不明ながらも、この2点は「ききとり」だけが伝えた情報である。

④「外島療養院のS・Aより大島療養所のM・Sへの三通の書簡〔中略〕は、「絶対的隔
離」が目指されるなかで、「××公会堂や××会館でインテリを集め〔中略〕て講演会を
開いてレプラも肺病も同じように激しい伝染力をもつと大きく山をかけてレプラと対する
恐怖心を植えつけた」ことを批判し、そのうえで「唯一つの望は僕等は僕等癩病者の革命
的一大結社（組織）を造り、来るべき、否やプロレタリア文化の建設に些でもコウケンし
たい」と希望して、そのためにも「正統な唯物論」に立脚し「大島の青年団と外島の青年
団の結束を計る」ことの必要等を力説していた」……後注「同右書〔大島療養所編「患者
通信写集」（多磨全生園ハンセン病図書館蔵）〕、七～八頁、一〇頁、一二頁。なお、このM・
Sという人物は、大島療養所内で『時代者』という新聞を発行し、ボスの患者の指示でなさ
れていた患者間の強制的結婚に反対したり、賭博の一掃に努力していたという（土谷勉氏
ききとり）」

イニシャルとなっているこのM・Sなる人物についてほかの史料での情報を集めようも
ないが、ともかく、これは土谷からの「ききとり」のみが報せる情報となっている¹¹⁾。

11) ここに新聞としてあげられた『時代者』が長島愛生園歴史館にあることがわかった（阿部安
成「長島を開く、長島が読める一国立療養所長島愛生園所蔵史料の公開」滋賀大学経済学部

⑤「その〔反宗教闘争に共鳴する患者の〕グループは文字どおり「一部ノ者」で一〇名ほどの少数にすぎず、ほとんど他の患者に対する働きかけはしていない。彼らは現実には、大島事件の際や自治会設立の際においても指導的役割は果たしていない」……後注「井上真佐夫氏、土谷勉氏、K・M氏ききとり」

これは3者からの「ききとり」のみが報せることがらである。

⑥「「キラク会」のメンバーは九名ほどで、古書店の目録をとおしてひそかに入手したマルクス・エンゲルス・フォイエルバッハ・ヘーゲルの古典や、三木清・佐野学・大森義太郎らの著作の輪読会を続けたが、同年一二月一〇日、会の中心であった土谷勉ら二名が大島療養所を追放され、「キラク会」は自然消滅したという」……後注「土谷勉氏ききとり」

この記述の直前には、まえにみた M・S なども参加した「進歩的意識を持つ同志」による短歌会が設立されたこととその年月日（1932年6月27日）、また同年には「宗教否定を掲げた「キラク会」も設立されたことが記され、後注がふられている。ただしその注は、大島で刊行された逐次刊行物『藻汐草』に掲載された「短歌会雑感」の記事を出典として明示して、そこに「キラク会」のことは記されていない。したがってここを読むかぎりでは、同会についてはその会員だった土谷が知っているだけで、ほかには情報源がないこととなる。

⑦「ハンセン病療養所における宗教のもつ特殊な役割」が述べられ、あわせて、大島の「皇室中心主義財団法人修養団支部ヲ設置」したことを示した記述について後注「〔修養団の〕発会には患者側の自主性も強く働き（K・M氏ききとり）」

修養団の発会事情については、K・Mからの「ききとり」のみによって記されている。

⑧「一九三二年一月二〇～二一日に予定されていた全国代表者会議と結成大会が開催されたことを示す史料はなく、事実上の結成大会は一九三三年一月四日頃、外島保養院の火葬場内の座敷で極秘裏に開かれたという。参加者は一〇名ほどで、前年一二月に大島療養所を追放され、当時、大阪市内にあるハンセン病患者の仮収容所にいた土谷勉ら二名もそのなかにいた。土谷ら二名のほかはすべて外島保養院の患者であり、その場で規約など

Working Paper Series No.152、2011年7月、を参照)。闘争稿執筆者も未見とおもわれる。

の文書が読まれ承認された。こうして「癩者解放同盟」は結成されたのである」……後注「土谷勉氏ききとり。土谷氏は、「癩者解放同盟」の結成の日、正月の餅をふるまわれたことを記憶していて、その期日が一九三三年一月四日頃であったと語っている。また、当日、外部の土谷氏らがどのようにして外島保養院内に潜入できたかということについては、院の周囲の囲いの割れ目からもぐりこんだと説明している」

癩者解放同盟（日本プロレタリア癩者解放同盟）については、「この組織の基本文献は、かつて早野孝義氏により発掘、紹介された」と、その早野の稿にもとづいて論じると示されていた。厳密にいうと、さきの土谷の「ききとり」を典拠とするとの注がつけられた箇所は、その1文のみなのか、それがふくまれる1段落すべてなのかははっきりとしない。4つの文からなるこの段落の第1文では、「全国代表者会議と結成大会が開催されたことを示す史料はなく、事実上の結成大会は」とつづくのだから、この段落の記述すべてが土谷の「ききとり」によるとみえてしまう。事実上の結成大会の開催をめぐる年月日、場所、参加者数などその重要な内容やその出来事の構成は、当事者である土谷だけが語れたということなのだろう。

⑨「〔1933年〕八月三〇日の夜、対立していた両者〔「従来の保守的・宗教的自治会」と「左翼思想を基礎とした新興自治会」か?〕の中心メンバー二〇名が外島保養院を「脱走」し、これにより「癩者解放同盟」も壊滅した」……後注「土谷勉氏ききとり」

前項と同様に、癩者解放同盟についての基礎文献にも記されていない土谷のみが知る情報ということか。

⑩「大島療養所で自治会を設立する際、外島保養院の自治会規約を参考にしたことはすでに述べたが、外島保養院から規約を入手したのは、「患者通信写集」に名のあるM・Sであったという」……「土谷氏ききとり」

既述という規約参考についての箇所では注記がなかったが、「特に注記しない限り」は『島昭和史』を典拠とすることわってあったのだから、同書にある「かねて大阪外島保養院の病友から送ってもらった、自治会会則が参考にされた」を根拠にさきの記述となり、さらに、『島昭和史』には記されていないその入手者がだれだったのかを、土谷からの「きき

とり」によったというのである。

IV

くりかえせば、闘争稿執筆者は、1930年代の癩予防法下の3療養所における「たたかいの軌跡」「個々のたたかいの詳細な事実経過」は、「各療養所入園者自治会の手ですぐれた記録としてまとめられている」ので、「それらの個々のたたかいの歴史的意義について論究」すること、また、癩者解放同盟についてはその「背景」と「影響」について論じることを目的としていた。そのとき、すでにみた11か所で「ききとり」により過去のようすを再構成し（執筆者にとっては、事実を明らかにした、となるかもしれない）、その話者としてK・M、井上真佐夫、土谷勉の3者が重用されたのだった。この3名はいずれも大島事件の「体験」者で、この情報は初出稿にのみ記され、論集収録稿では省かれてしまった。なぜこの3名から「ききとり」をおこなったのかは、明示する必要のない情報だということか。なぜこの3名が「ききとり」の話者として選ばれたのかの根拠は、とても曖昧にされているといわなくてはならない。調査時にはもうほかに事件の体験者がいなかったのか、ほかの体験者からも「ききとり」をしたが、この3名の話のみを有用と判断したのか、そうした選択の経緯は明らかにされていない。また、3名それぞれのひとについての情報も乏しく、とりわけK・Mについてはイニシャルの表記になっていて、ほかの史料でその人物の過去や経歴をおうことはほぼ不可能となっている。

選出された経緯が曖昧な3名によって、ひとまず、明らかにされたことがらをまとめる、つぎのとおりとなる。

K・Mは、大島療養所のラジオが電池式だったことと、それゆえに電池を消耗させないためにラジオが使用されなかったこと、調停者としての香川県職員の一となり、反宗教闘争に共鳴するグループの大島事件ならびに自治会設立へのほぼ不関与、修養団支部発会の経緯を語り、井上も香川県職員についてと反宗教グループの動向について述べ、そして土谷は、ラジオ破壊が自治会結成の契機になったこと、外島保養院療養者と連絡をとりあっていたM・Sによる大島での新聞発行や規律改善や外島保養院自治会規約の入手といった

活動、「宗教否定を掲げた「キラク会」」の活動、外島保養院での癩者解放同盟の結成大会と壊滅を証言したのだった。

これらの「ききとり」が教える情報は、その話者のみが知り得たり語り得たりすることからなのだろうか。ここではそれを検証しよう。

K・Mと井上の語るところは、1つをのぞいて、いまのところほかではみられない情報となっている。のぞかれた1つは、修養団支部発会の経緯である。修養団大島支部の史料は、すでに別稿に記したとおり、わずかながらも残っている¹²⁾。闘争稿で参照されている大島で刊行された逐次刊行物の『靈交』と『藻汐草』の束あるいは合本に、『修養団大島支部発会式報』（長田穂波編、1931年）と『修養団大島支部六周年記念誌』（修養団大島支部代表者野島泰治編集・発行、1937年）とがいっしょに束ねられたり綴じられたりしてある¹³⁾。この2つの文献をみれば、K・Mからの「ききとり」よりももっと詳しく発会のようなその後の動向がわかる。闘争稿執筆者はこの2つの文献をみななかったのだろうか。あるいは、閲覧したのであれば、なぜ、文献=文字史料よりも「ききとり」を利用したのだろうか。

土谷が提供した情報は、もっとも重要であるはずだ。配慮ゆえにイニシャルの表記にかぎられたM・Sの活動は、逐次刊行物『時代者』が閲覧可能とわかったいま、文献によっていっそう詳細にわかるかもしれない。これまた闘争稿執筆者は、愛生園でこれを閲覧しなかったのだろうか。

キラク会については、闘争稿でもくりかえし参照されていた、現在も大島青松園の自治会事務所に保管されている日誌にもその記述がある¹⁴⁾。表紙に「常務委員会／日誌／自昭和七年八月二十五日／至昭和八年二月十九日」と記されたノートの11月30日の条に、

一、キラク会（無宗教団体）設立ノ届出デアリ、即日是ヲ役所ニ届出ツ。

12) 阿部安成、石居人也「無教会と愛汗—大島青松園キリスト教靈交会の2つの精神」（滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.121*、2009年12月）を参照。

13) なお闘争稿ではその初出においても論集収録時においても出典注として「『編輯後記』（『靈光』二一六号、一九三六年一月）。『靈光』は大島療養所のキリスト者の患者団体靈光会の機関紙」と記されている。3か所の「光」はすべて「交」とするのが正しい。

14) この日誌の一部は現在、『近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻4（藤野豊編集、解説、不二出版、2004年）に収録されている写真版で閲覧できる。

とあり、キラク会の設立届出が 1932 年 11 月 30 日だったとわかる。さて、「宗教否定」と「無宗教」とのあいだに、どのくらい違いがあるだろうか？その差はけして小さくはない、とわたしはおもう。それはともかくも、このキラク会設立は、大島での大きな出来事となった。翌 12 月 1 日の条には、

一、朝食直後評議員会ヲ開催、今回新ニ生レタルキラク会ニ関シ協議ヲナス、結果、自治会ノ綱紀ヲ紊サザル範囲ニ在リテハ黙視スルノ外ナシト意見ノ一致ヲ見タリ。〔傍点原文のまま〕

とはなったものの、大島のメディアでの報道の仕方がさらに問題となる。同日付のつぎの条には、

一、同ジクキラク会ニ関スル記事、報知大島ニ発表セラレタルモソノ一部ヲ抹殺セシム、代表者今井氏之ニ対シ強硬ニ反対シ来ルモ、常務委員会ハ断固トシテ是ヲ許サズ。今井氏更ニ評議員議長三宅氏ニ総会開催ヲ希求要請セルモ、三宅氏応ゼズ。一方、報知大島責任者大野氏ハ禁止事項ノマヽ各室ニ配布、常務委員会直ニ是ヲ引上グ。

となり、さらに、『報知大島』編集者大野の進退問題にまで展開したという。この件は、編集者留任で落ち着いたとのことであった（12 月 3 日条）。

闘争稿執筆者も参照している日誌にあるキラク会の記述について、闘争稿ではまったくふれられていないことは奇妙にみえる。もちろんそれらはキラク会の日誌ではないのだから、会の活動は詳細に記されてはいないのだが。

外島保養院の「H 氏病患者の解放運動」については、国立療養所菊池恵楓園で発行されている『菊池野』（第 7 巻第 7 号、第 7 巻第 8 号、第 8 巻第 1 号、1957 年 11 月、同年 12 月、1958 年 4 月）に掲載された「昭和初期における人権斗争の回顧展望—戦前 H 氏病患者運動に挺身した人々の記録」NO1-NO3、が闘争稿では参照されていた。同稿著者の早野孝義が、「この解放運動の記録を一部偶然に数年前に手に入れることができ」、それを「原文のまま」「一切の註釈を加えない」ままに転載したという。「解放運動の記録」は、「全国代表者会議草案」（「善国代表者会議議案草案」）、「近来の情況」（「近来の情勢」）、「運動方針」の 3 部にわかれている。

大島とのかかわりをみると、「近来の情勢」のなかで「大島、外島の聯絡が当局者間及び患者間に於いてもとれてゐる」（時期不明）と記されているくらいである。そして、癩者解放同盟の結成と壊滅についての記載はなく、したがってそれらは土谷の証言によるよりほかに知る手立てがなかったこととなる。

なお、この早野による前掲稿においては、彼がどういう経緯で「解放運動の記録」を入手したのか、その記録の形態や作成にかかわる情報はなにがどれだけわかるのか、についてはいっさい詳述されていない。わたしたちに伝えられた史料としての情報は、「偶然」入手した記録を「原文のまま」転載したということだけである。早野が入手した記録を利用するにあたって、この点の吟味や検証は不要だったということか。闘争稿は初出稿においてもそこは不問のまま審査をとおり、学会誌に掲載されたのだろうか。

「ききとり」についての議論にもどると、闘争稿においては、「ききとり」によって得られた情報が文字史料=文献においても確認できたり、また、より詳細なようすが文献に文字で記されていたりしたばあいがある。そうしたなかで、土谷による証言は、当事者あるいは体験者のみが語り得た、かつ文献に記されていない希少で有益な情報となる。だが、重要な情報提供者としての土谷について、闘争稿は多くを記してはいない。

闘争稿執筆者は、同稿発表後にも、早川や土谷について記すこととなる。多磨全生園互恵会が発行する『多磨』に連載された「「いのち」の近代史」においてである。わたしはそれを、『「いのち」の近代史—「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』（かもがわ出版、2001年）の一書にまとめられたところのみをみた。

そこで著者は、「ハンセン病の歴史について勉強を始めて間もなく」癩者解放同盟について知り、「早速、早野さんにお手紙をお出しし、詳しいことを御存じかどうかお尋ねした」ところ、「早野さんからは、すぐにご返事をいただいたが、もう三〇年以上前に書いたことであり、史料を紹介したままで、それ以上のことは分からないとのことであった」という。出所のよくわからない、たった1編の、しかも転載された版の文献によってしか、癩者解

放同盟についてはわからないのである。通常こうした利用は「孫引き」といわれる¹⁵⁾。

土谷に著者は1990年に会っている。80歳をこえた土谷はすでに「社会復帰」していた。「当時のことをはっきりと覚えて」いた土谷は、「大島を追放されたことなど衝撃的な事実を淡々と、昔をなつかしむように語」った。もっとも古いところでは、ほぼ60年まえの出来事についての記憶が披露されたのだった。その「土谷さんのお話は、私自身の歴史の勉強にも大きな問いを投げ掛けた」と著者は明かしている。「大きな問い」とは、癩者解放同盟の活動を見落としてきたこれまでの社会運動史研究は、たんにそれをとりあげられなかったのではなく、「前衛党とそのもとに結集する組織された労働者・農民という教科書のような枠の中で叙述されてきたため、病者のたたかいまで視野に入れてこなかったからではないのだろうか。病者はあくまで革命の暁に救済される対象でしかなく、病者自身による「いのち」のたたかいなど社会運動史研究者の意識に入ってこなかったのではないか」である。そこで、「病者のたたかい」「いのち」のたたかいの歴史を記すことが著者の仕事となった。

早野が偶然に入手した記録も土谷の証言も、それぞれに貴重な唯一の史料といえよう。それらに接することでこの著者は、「社会運動史」研究がこれまで自明視してきた「枠」をあらためて問いなおすこととなった。それはよい。そこでの論点は、ある目的、あるいは大義でのもとで、あるひとの存在がそのひとの生とはべつに横領されてしまったということである¹⁶⁾。

では、史料の扱いはそれでよかったのか。とりわけ、土谷という療養者の待遇=論じ方は、それで充分だったのだろうか。いや著者=闘争稿執筆者は、土谷を論じてはいなかった。(闘争稿執筆者へではなく)土谷への非礼をかえりみずにいえば、たんに過去の「衝撃的な事実」を引きだすための道具としてしか、土谷も彼の証言も扱われなかったのではないか。

出来事の経緯を確認すると、闘争稿執筆者は1990年3月に大島へゆき、「とにかく、き

15) 急ぎつけくわえると、だから早野の文献を参照してはいけないといたいのではない。

16) 「横領」の用法については、阿部安成「渾身の力作―「癩と時局と書きものを」を書き終えて」(滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.149*、2011年4月)、同「歴史像の抗争」(『ヒューマンライツ』第279号、2011年6月)を参照。

きとりをするしかなく」、調査をおこなうなかで土谷のことを知り、同年 3 月 22 日に彼に会っている。そして同年 5 月 26 日発行の学会誌に土谷からの「ききとり」を史料とした稿が載り（執筆も審査も迅速におこなわれたのだろう）、1993 年にその稿などをまとめた論集の刊行となる。このかん 1991 年に、土谷は亡くなっている。

この土谷はどのような人物だったのだろうか。闘争稿執筆者が前掲『「いのち」の近代史』に記したとおり、土谷は国立療養所大島青松園から社会復帰をしている。その彼は、在園中よりもむしろ退園後に多くの文章を、園内の逐次刊行物『青松』に発表している書き手であった。さきにみた青松園の自治会史である『閉ざされた島の昭和史』にも、その編集に「特別参加」として土谷がかかわっている。在園時の彼は執筆もさることながら、ひとひとをつなぐ媒体としての誌紙などの編集を担うこともあり、第二次世界大戦下で園内の逐次刊行物がすべて発行停止となったなかで、手書き手づくりの回覧誌『青松』を編んだひとりが彼だった¹⁷⁾。

書き手として、また編集者としての力能を発揮した土谷は、その一斑を『癩院創世』という著書の発行においてもあらわしていた。1949 年に発行された同書は、正確に言えば奥付に著者として記された土谷が全編を執筆したのではなく、土谷自身が本文で説いているとおり、もともと大島在住の長田穂波が三宅官之治を軸にあらわそうとした霊交会史の原稿を、石本俊市からの教示でそれをみた土谷が穂波たちについての記述もくわえてまとめなおして同書ができあがったのであり、ここでも土谷は執筆と編集の両方を担ったのである。同書は、したがって、大島のキリスト教霊交会を創始した三宅と穂波、そのあとを継いだ石本たち霊交会会員と土谷との交流の証でもあったのだ。のちに霊交会が創立 80 周年を祝うとき、その記念として『癩院創世』の「再版」がつくられることとなる。それはすでに土谷が歿したのちの 1994 年のことだった。

こうした土谷と霊交会会員との交流は、なにをあらわしているのだろうか。かつて「宗教否定を掲げた「キラク会」」を担った土谷がいわば転向をして霊交会会員とつきあい、『癩

17) 現在大島で発行中の『青松』の母体となった手書き『青松』については、阿部安成、石居人也「後続への意志—国立療養所大島青松園での逐次刊行物のその後」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.116、2009 年 9 月）を参照。

院創世』をあらわすまでとなる深い親交を築いたのか。土谷が編集に「特別参加」した前掲『閉ざされた島の昭和史』の「宗教団体小史」の節には、「どの宗教にも属さない者もいる。戦前には「キラク会」、戦後には「思索会」という無宗教団体もあった」と記されていた。さきにみたキラク会と同時代の記録にもあったこの「無宗教」との形容と、反宗教あるいは宗教否定とする評価との違いは、どのように論じられるだろうか。激烈な「反」や「否定」を抑えた表現として「無」ということなのか。闘争稿執筆者は知ってか知らずか、この点には、もっといえば土谷勉という療養者についてはまったくといってよいほどふれもしないのである。

V

わたしは、土谷の証言の信憑性を問題にしているのではない。論点はさしあたって、2つあるだろう。1つは、土谷証言をどのように歴史のなかにおくのか、という「ききとり」があらわすことからの歴史への配置について、2つには、このこととかかわって、オーラルな史料が提起する課題を、文字史料をめぐる議論へと開いてゆくこと¹⁸⁾、となる。

闘争稿執筆者は、早野の史料紹介で知った癩者解放同盟と同様の反宗教グループとの動向をたどろうとして、それらを担った当事者にゆきあたった。当事者からの「ききとり」は文字記録を補うにとどまらず、むしろそれ以上に療養所内での活動を明らかにする稀有な唯一の証言となった。だがさきにみたとおり、わたしには、土谷の宗教へのかかわりよう、正確に言えば、キリスト教信徒との交流が気にかかってしまう。ある療養者の過去における、宗教否定と連動する解放運動とキリスト教信徒との親和——これらは、ともに論じたり、せめて双方を視野に入れていることを言及したりすべき出来事ではないのだろうか。まったくふれもしないことは、歴史記述者として奇妙なふるまいに見える。

癩者解放同盟のほぼ唯一の文字記録となるだろう早野が偶然に入手した文書にも記されていなかったその結成と壊滅について、それを話せるほぼ唯一の当事者としての土谷の証

18) この点については稿をあらためていずれ考えることとする。この論点は希有な記録としての早野の史料紹介をどのように評価したり利用したりするかともかかわる。

言は、おそらく闘争稿執筆者には過去の瞬間を鮮明に甦らせる「衝撃」となった。「幻の解放組織」（前掲『「いのち」の近代史』）となっていた癩者解放同盟の結成が確認されたのだから、解放組織を形容する「幻の」の語がもはやとりのぞけたのだ。だが、闘争稿執筆者にとっては、「衝撃的な事実」を伝える証人としてのみ土谷は有用だったのではないか。彼が『癩院創世』をまとめたことも自治会五十年史の編纂に「特別参加」したことも、あるいは、大島で医官林文雄とともに第二次世界大戦の戦時下から戦後初期までの期間に回覧雑誌『青松』を編んだことも、それらは土谷をめぐる複数の確かな過去のことがらであったはずでも、闘争稿においては、くりかえせば執筆者が知ってか知らずか、まったく言及されていなかったのだ。これはたんに、議論を分けたといえは済むことなのか。

では、この癩者解放同盟の活動を報せるかけがえのない土谷証言は、どういった歴史の文脈におけばよいのだろうか。闘争稿執筆者は、くりかえせば、「病者のたたかい」「いのちのたたかい」の歴史のなかに、その1つとなる事例が事実であったことを立証する重要な、かつ唯一の証拠として土谷証言をおいたのだった。わたしはそれとは違って、癩者解放同盟やキラク会での活動をめぐる土谷の談話を、彼の生において理解しようとする。もはや土谷自身の話を聞くことはできず、いまだ彼の著作のそのすべてをわたしは確認し得ていない。いまわたしが大島で談話する機会のある在園者のころのなかでは、会ったことのない「べんさん」は、『癩院創世』を書いたひとであり、大島から追放されたことのある活動家でもあった。そうした記録や記憶のこもごもにみあう土谷の像を、その根拠となるテキストとともにうまく並べてみたいのだ。

さきにわたしは、闘争稿執筆者にとって土谷は、癩者解放同盟の始まりと終わりという「衝撃的な事実」を伝える証人としてのみ必要だったこととなってしまう、と書いた。それとは違うわたしの試みは、土谷勉という療養者そして退所者を、できるだけそのまるごとにおいてとらえようとしている。闘争稿を読み、大島、長島、多磨での調査を続けるなかで、その意義への確信はいつそう強まっていったとおもう。運動の一端としてのみ彼をとりあげるのではなく、できるだけその生の全編をみわたそうというのだから。では、このむきあい方と、さきにとりあげた伝記作家の「ある秘められた作家の生涯を、この世に

蘇らせようという無謀な試みの旅」とは、なにが、どのように違うのだろうか？当然のこと、この問いは、おなじではないか、の謂である。

土谷の著作を可能なかぎり網羅して集める調査と収集は続けるし、それらを読み、土谷の生を知りたいというわたしの意思にかわりはないものの、この稿を書き進めるなかで、ちょっとした懷疑が芽生えてきた。癩そしてハンセン病療養所に生きた人びとは、その生の全編において、その生のまごごとをおして理解しようと努められなくてはならないのか、という疑問である。もちろん、過去を知る手立てが充分にあるのならば、それにみあう歴史を描けばよいだけのことだともいえる。それが少なければ、かぎられた歴史しかあらわせないわけだ。歴史とは、研究者がいうところの史料の多寡によって、いわばその像の濃淡や分量などがかわってくるということだ。そうひとまず確認したところで感じる多少の懸念は、歴史を書くとは、ある人物の「生涯を、この世に蘇らせよう」とすることなのか、できるかぎりその生の全編を再構成しようとする事なのか、である。たぶん、ほぼまちがいなく、わたしはいま療養所で会っているひとたちの生を、その全編において把握したり理解したり、まとめて提示したりはできないとおもう。理由はかんたんで、それにみあう十分な史料が、ほぼ確実にないからだ。しかし、わたしが大島で彼ら彼女たちに会い、話し、ともに食べたり飲んだりしたことが、確かにわたしの経験として蓄えられているとを感じるのだ。

24

VI

わたしが大島に初めてわたった 2004 年は、2002 から 2004 までの 3 年のあいだにいくつもの療養所を順次に調査しているさなかであり、その最終年度の年だった。このとき、どこの療養所でも意識して聞き取りという調査をおこなってはいなかった。じつは、3 年の調査研究において当初は、13 か所の国立療養所のすべてで聞き取りをする計画をたてていた。ところが、最初に訪問したある療養所で、ちょうど「ハンセン病問題に関する検証会議」による聞き取りなどの調査が始まったころだったために、自治会が調査を依頼したもの以外による聞き取りを認めないと、自治会長からその許可を得られず、この計画は果たし得

ないこととなった。そこで、図書室などで文献の調査と撮影をおこなう作業にきりかえ、そうした作業をとおしてかえって、これまで知られてこなかった文献をみつけ、従来とは異なる療養所とそこでの生を考える手掛かりがつかめたようにおもう¹⁹⁾。

他方でこの3年間の調査のときには、どこの療養所でも図書室に籠るばかりで、療養所に暮らす人びととの交流はまったくといってよいほどなかった。勤務校でのハンセン病を主題とした講義で、療養所を紹介するためにわたしが撮った写真を提示したところ、ひとがまったく写っていないのはなにかへの配慮か、と学生から問われて驚いたことがあった。わたしの調査のスタイルや方法が、そのままに写真を撮るときの構えとなって、療養所の写真にそれが写し込まれていたのだ。それに自分で気づいていなかったのだ。講義中の質問によって、調査の手法はそれでよいのか、と問いつめられた気になったことを覚えている。

それでも、いくつかの療養所で自治会役員のお世話になり、園内を案内していただいたり、面会人宿泊所で話をしたりしたばあいもあった。ある療養所の宿泊所での予期しなかったおしゃべりは、数十分もつづいたのだろうか。夕方、暗くなるまえに不意に尋ねてきたその自治会役員は、おしゃべりのなかで、どうしてこんなになってしまったのか、と問うた。ここには、ハンセン病に罹ってしまった理由、いまでも後遺症のある身体になったままである理由、隔離されざるを得なかった理由など、いくつもの、なぜ、があったとおもう。ついで彼は、自分で自分に火を点けてみる、指を噛んでみることもある、とも話した。彼はその時点のいまにおいても、自分の身体とその歴史をうまくうけとめきれていなかったのだろう。彼が帰ったときには、もう外は暗くなっていたとおもう。そのときからいまにいたるまで、ときおりその夕べの光景がおもいうかぶ。

忘れきることのないそのときの語らいの内容は、3年にわたっておこなわれた調査研究の報告書に記したものの、それをもとになにか稿をまとめるまでにはならなかった。その理由は、わたしの調査をとおして得られた重要な、大切な記録となったこの語らいも、癩そ

¹⁹⁾ こうした文献を軸とした調査と研究の方法についての成果と論点をまとめた稿を執筆した(阿部安成「島の書、書の園—国立療養所大島青松園をフィールドとした書史論の試み」『国立ハンセン病資料館研究紀要』第2号、2011年刊行予定)。

してハンセン病を考えるとときの1つの切片であり、文書であればそれは、1枚の紙に記された断片と同じだったといえよう。もちろん、1枚の文書をもとになんらかの稿をまとめることはできる²⁰⁾。どんなに短い稿であっても、公表するからには、やはりわたしたちが属する学界の慣例にしたがって、それには、あるまとまりと、あたらしい知 (knowledge、information) とがまとめられる。そうした成果の公開の仕方をとらずに、個人のノートとして記録するにとどめるか、あるいは、学界のならわしを打破して新規のスタイルを提起することもできたかもしれない。2004年の時点でわたしは、療養所のなかで聞いた、自分で自分に火を点けてみる、指を噛んでみることもある、といった短い言葉をもっと広い場に置き直すことができなかつたのだといまおもう。ただし、1つだけつけくわえておくと、いまの時点での後知恵になるかもしれないが、もっと広い場とは、療養所における過去のなにかしらの事実や真実を明らかにすることとは違うようにおもう。あらためて、ここで問いがたてられる。聞き取りは、なにをあらわすのか。また、ここまでその話者の名もそのひとが暮らす療養所名も示さなかつた。聞き取りを活用、ないし提示するときに、その話者の名は必要なのか。その名はなにをあらわすのだろうか。

26

VII

大島でもわたしはこれまで、ことさらに聞き取りという作業をしてこなかつた。さきに表示したとおり、会食という場で多いときには7名で食事をしながら話すことがあり、あるいは、船で島に着いたとき、島を離れるさいに、出迎えや見送りのひとと短い会話をしたり、また、在園者と進めている事業をめぐって協議をしたりすることもあった。会食をくりかえすなかで、そうお酒を飲めなかつた在園者のひとは、食事のたびにアルコールに慣れていったようで、あるとき、酔いにまかせて自分の世界観を滔滔と説くすがたを、いづらか驚きながらみつめたわたしは、研究会の場ではないと自覚したうえで、彼の説の矛

²⁰⁾たとえば、大島の療養所に生きるなかでもっとも多く著作を刊行した長田穂波の遺言書が2010年9月にみつきり、その1枚の遺言書をもとに「自分の肉体は余り善きものでなかつたー長田穂波遺言」(滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.139*, 2010年9月)を書いた。ただし、みつかった、といっても、この遺言書はこのとき初めて在園者からわたしにその写真が提示されたのであって、新発見ということではない。

盾をつく（しかし、けっこう大切な論点だったといまもおもう）発言をした。その話題で、ふたり、さんにんの応答がかなり長くつづいた。夜の10時をまわったところで、寮にいるそのひとのおつれあいから電話が入り、ようやく会食がお開きとなった。そのまえにもあとにもない、1回かぎりの夜更かしだった。わたしにとってこうした時間は、療養所調査における団欒となった。もちろん、録音をすることもなく、気になったことを書きとめることもしていない。その場かぎりの、しかしこころに残る語らいの数々である。

大島での団欒のなかから、いくつかの切片を示してみよう。たいていおしゃべりは、その日の調査のこと、島で読んだ本（つい、わたしは、史料といってしまう）、みつけた本のこと、島のようす、季節のこと、などから始まる。おしゃべりは、だれかのなにかの話をきっかけとして、それまでとは違う話題にかんたんに移ることもある。少人数ながらも、2つの話題がそれぞれの輪で話されることもある。

そうした会話をしていたあるとき、島を訪問したボランティアのひとたちが、帰り際に涙を流したことがひとりの在園者から報された。わたしたちと朝の高松便でいっしょになった一行だとすぐに見当がついた。大島ゆきのほかに、小豆島、男木島、女木島への船も出ている高松港の待合室にいと、大島にわたる島外のひとたちはなんとなくわかる。そのなかでも、ボランティア集団（または人権派団体といってもよい）がもっともわかりやすい。なにかしら特有の雰囲気があるのだ。

夕食の場で涙の一件が示され、騙されちゃだめよ、という一言がひとりからあり、そのあとみんなで大笑いとなった。この笑いは、ボランティアの涙をわざとらしいと貶めるのでもなく、訪問者の涙にこころ動かされるかもしれない在園者への注意でもなく、わたしたちはボランティアの涙など必要としないという確認であり、不要な涙をまさに笑い飛ばそうとする全員が一致した瞬間のあらわれだったようにわたしは感じた。あるいは、涙の意味をそううけとめたいと望んだということかもしれない。ともかく、楽しい大笑いだった。

ときに、在園者から大島にやってきた当初のことが話されることもある。それがいつもくりかえし出てくるというわけではない。10代で島にやって来たひとは、最初は悲しく

て泣いた、という。でもすぐに、同年代のなかまたちと貝や蛸をとったり、舟をこしらえたり、遊ぶのに忙しく、悲しいことなど忘れてしまったといった。豚舎や鶏舎の仕事も、苦労はあったが楽しかった、炊事など仕事によっては役得がつくばあいがあり、それも楽しみの1つとなったと、かつてのようすや思いがたどられている。楽しい話に興が乗ると、せんせい、と独特の抑揚のある呼びかけに始まって、わたしにむけて楽しかったかつての遊びの1つひとつが披露される。わたしが滋賀に住んでいることもあって、初めてカッターを漕いだのは琵琶湖だったとの彼の話しを、わたしは2度聞いた。くりかえされたその2度めのときには、彼のおつれあいが、せんせいはもうご存じでしょ、と話しの腰をおってつけくわえた。介護のひとも、ここでは楽しい話ばかり聞かされるといい、なんで、と尋ねるが、それへの明快な応答は在園者のだれからもなかったようにおもう。なんとなく、楽しかった昔話も、いつしかべつな話題にうつってゆく。

もちろん、いやな、と形容できる体験があり、それを聞いたこともあった。島に野球の慰問団が来たときのこと、選手のひとりには建物のドアを開けるのに手ではなく足を使ったという。話者はその野球選手の名をいまも忘れていない。また、魚獲りにゆくときにはとても親しげなのだが、いったん仕事に戻ると、たとえば郵便物を持って来るのに、その端をつまんで投げるように渡す職員がいたという。こうした職員の二重性が、苦々しげにと怒りを籠めてとも違って、どこか不思議そうに話されているなどおもって聞いた。

「らい予防法」のもとでも島から外出ができた。だが、タクシーに乗ったりレストランで食券を買うために並んでいたりとすると、おまえのようなものが来るところではない、と排除されたこともあったという。こうした体験が、ときに小さな笑いまじりに話される。

「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が話題になったときもあった。会食に集った在園者3名のみなが原告にはくわわらなかった。その理由に、ひとは信仰の教えをあげ、子どもどものときの村での体験をあげたもうひとりがいた。その村に、結核に罹った少女が出た。家のまえを除けてとおるなど、その子とその家をだれもが避けた。その話者もそうした。そののち、少女は自殺した。その体験があるから、原告にはくわわれなかったという。原罪意識ということなのだろう。なぜ訴訟の話になったのか、いまではもう覚えていない。

ときに、「立ち入った」と形容される話をするこゝもあれば、なかなか会話を進められないときもある。2度か3度いっしょに食事をしたあるひとりの在園者は、調査のさなかに、寮からはけっこう離れたそのわたしの作業場まで、しかも寒い雨のなか訪ねて来た。そのとき、とくになんということもない会話をした。いくつかの言葉を交わしたというていどだった。初対面からまもないころだったとおもう。意地悪く勘ぐれば、わたしの仕事ぶりを確かめに来たか、作業それ自体を監視したのかもしれない。そう考えるのは、わたしの卑しさのあらわれであって、彼はもっとべつな目的で、なにかを話そうとして来たのかもしれない、あるいは、ただ来てみただけかもしれない、いまとなつてはもうそれをはっきりとつかむことはできない。

どうにも立ち入れないこともある。よくいっしょに食事をする在園者のひとは目がみえない。短歌を詠むそのひとの歌集は、深い緑の色を使った装幀で、その色は大島の松の緑なのだという。とても気に入っている色だとも聞いた。わたしもよい色だとおもった。でもそのひとに、なぜ色がわかるのか、と聞くことはできなかった。

29

VIII

あるとき、2時間、3時間くらいにわたって2度、とりかかっている事業についての協議を在園者としたこともあった。事業なのだから、それを終える時期を決めなくてはならない。そのために、だれに、なにを、いつまでと期限をもうけて依頼するのかが決める必要がある。わたしの相手は、それが決められなかった。依頼先はそう遠くのひとではなく、相手にとつても旧知の島内にいるひとだ。よく知っているはずの、しょっちゅう顔をあわせているそのひとに締め切りのある仕事を依頼できない彼の理由が、わたしにはだいたいわかっていた（そのつもりになっていた）。もちろんそれをいわずに、その事業における製品作成の手順などははっきりしているのだから、完成の期日を決めて、そこから逆算して作業の工程を決めてゆけばよいかんたんなことだ、とわたしは説いた。

このとき、相手からとても強い反発をうけた。自分は手が不自由だし、目もよくみえないときがある。だから、葉書1枚つくるのにもたくさんの時間がかかる、いまとりかかっ

ている事業も初めてのことなので、わからないことが多い、というのだ。こう書くと、わたしが事業の遂行をせかし、それへの拒絶が示された、とうけとめられるかもしれないが、そうではない。もう少し説明をくわえると、この事業にはわたしではない島外の大学教員が仲介者として、在園者と業者とのあいだに入って始められたという発端があった。その業者は大学教員の兄弟の知りあいだという。在園者には島外のそうした業者との交渉は初めての仕事だった。仲介者は当該事業についての知識も経験もなく、実際には在園者に業者を紹介しただけの仲介者であって、事業が進み始めても、ほぼなにも在園者に説明せず、その事業のある部門を担当していたわたしが在園者に事業のことで質問しても、必要な情報が伝わっていないことがすぐにわかるありさまだった。わたしは、その大学教員が仲介者としての役割を果たしていないことを文書で当人に抗議した。すると彼から、すべて在園者が決めている、との応答があった。これは仲介者として不誠実な態度であることを在園者に伝えた。

事業の現状と進展が曖昧になっているところで、それを明確にしてまえに動かすためにもわたしが介入して（前記のとおりわたしも事業のある部分を担っていたので）、期限を決めて事業を進めようと提案したところで、在園者からさきの反発をうけたのだった。手が不自由であることも、目がうまく利かないことも、そのひとに会って、話を聞き、いっしょに食事をすれば、そうむつかしくなくすぐにわかることである。しかも、わたしの提案は、事業を完了させるために、締め切りをもうけるというただそれ 1 点だけだった。協議のなかで在園者は、自分たちにはもうそうたくさんの時間が残されていない、とも主張していた。締め切りをいつにするのか、それを決めるのかどうかが定まらず、協議が膠着したところでわたしが、その相手の言葉をとって、残された時間が短いのであればなおのこと締め切りを決めなくてはならない、しかもそれはかんたんなことではないか、といった。それに対して在園者は、「それは了見が狭いのと違いますか」といった。

これには驚いた。これはまったくの筋違いな、不当な異議申し立てだとおもった。だがわたしは、知人に締め切りをもうけて作業の依頼をできないその相手の気持ちを忖度していたがために、これ以上なにかをいうことはできなかった。ただこう記してしまうと、わ

たしの誠意や配慮に対して、相手の方の理解がたりず、自分のことしか考えていないいいがかりをしたかのようにみえるかもしれない。だがそう事態を説くことは、わたしの本意ではないし、そうおもってもいない。わたしにとって、不意打ちをくらったにひとしいこの発言は、在園者がともかくも難儀に直面したときに、からだまるごとでそれをはねのけようとするかのような、異議申し立ての1つの手段だったのだとおもうきっかけとなった。そう解釈してみせたものの、もとよりわたしは、口下手な在園者の心情を代弁しているのではない。口下手などとかんたんに記してしまったが、そうではない彼の話しぶりを聞いたことがあると思い出した。このときのことは、わたしとの交渉に、たんに、つまった、ということなのだ。ただ、あとにもさきにも、療養所でこうした指弾^{しっぺ}をうけたのは、このときだけだった。

おもいおこせば、大島に調査にでかけるようになった当初のことだった、いくつもの療養所をまわって調査をしてきたところ、それぞれの療養所に残る膨大な量の文芸書や文学作品が放置されていると気づいた、と彼に伝えたところ、それはゆとりがあるからだ、といった応答があった。ほとんど初対面にちかいころだったとおもう。そのあとの数年にわたる会話のくりかえしをとおして、彼は皮肉屋ではないと感じたのだから、ゆとりがあるから、とは、かなり手厳しい意見か強い批判だったのかもしれない。わたしは好んで文芸や文学という分類用語を使ったわけではなかった。それらと呼ぶにふさわしい名が、わたしにはおもいついていないだけのことだ。でものちに、活字になった彼の短歌をみて、韻文による表現の世界と彼が無縁ではなかったと知った。このときの会話のなかで、どういった文脈だったかは忘れてしまったが、彼はまた自分を、「異物」といった、とのメモがわたしのノートに記されていた。

なにかの機会に、以前は短歌を詠んでいたのか、とそのひとに聞いたことがあった。すこし照れたような笑いをみせながら、そうだ、といった彼は、社会復帰を考えていた時期があって、そのためには技術を習得しなくてはならず、そのとき短歌をやめたと説いた。さきの「ゆとり」の意味がすこしわかったと、このときおもった。

ずいぶんとつきあいの長くなった彼が、わたしの知らない顔を見せるときがある。大島

には学生ボランティア団体がワークキャンプに毎年夏に来ている。学生のなかには卒業後に、結婚した相手をつれて、生まれた子どもをつれて来るものもいる。そうしたわたしよりはるかに若いひとたちと在園者との会話の場にいると、どちらも、とても楽に、気兼ねなく話しているように聞こえる。たとえば、呼びかけ方、名の呼び方が違う。わたしはかならず、せんせい、と呼ばれてしまう。わたしもどのひとに対しても、ほとんどのばあい、〇〇さんとその姓を呼ぶ。ボランティア OB や OG たちは在園者を、〇さんと呼ぶ。佐波さんを、さ～さん、阿知波さんを、あちさん、と呼ぶたぐいだ。そうしたようすをみたり聞いたりすると、わたしと在園者とのあいだには、なにかはっきりとした境界があるようにいつもおもう。それがいいほうか悪いほうかというのではない。ボランティア OG たちのざっくばらんさがうらやましいというのでもない（つけくわえておくと、OB や OG は年を経て経験を積んだせい、その遠慮なさがなめらかなようにみえる（個性かもしれないが）。それに比べると現役の大学生はただの無礼でしかないとおもうことがあった。あるとき、ボランティア学生や在園者たち十人ほどで食事をしたときのこと、食後のあとかたづけはみごとに女性の学生だけがしていた。教員 2 名と牧師 1 名もふくめた男たちのなかで、キッチンに立って食器を洗ったものは、わたしひとりだった）。

おそらく、いまのわたしは、どのボランティア OB や OG よりも、大島の滞在日数は長くなっているだろう。それだけ島にかようわたしはどうしようもなく、調査者であり研究者であり大学の先生なのだ。わたしの滞在中にたまたまやってきた調査者やボランティアや見学者と顔をあわせることがある。療養所の歴史や残されてきた史料のことなどをめぐって、先生の方が詳しいからと、そうした来客に説明をするよう在園者から促されるばあいがある。自分たちの歴史は自分たちが知っている方がよいし、それを知る手立てがいまどようになっているのかも自分たちでつかんでおく方がよい。だから、わたしが当事者にかわって解説者になることはあまりよいとはおもわないのだが、それも役回りの 1 つとおもって、大島でわかったことのいくつかを披歴することとなる。調査をおこない研究を進めるものとして当然のこと、史料そのものやそこに記されていることについては、在園者よりも詳しくなった。そうした情報や知識や体験の蓄積を、どのようにつぎへと送って

ゆくか。

それらの蓄積を、「秘められた」り「幻の」ままとなっていたりする出来事やことがらを明らかにするために活用するとしたら、それはさきの伝記作家や闘争稿執筆者とおなじ作業をしていることとなる。それこそが歴史研究者の仕事だといわれるだろう。それが1つの通念だと自覚したうえで、わたしは、史料をみつけ、それを読み、在園者たちとの懇談や談話をくりかえすなかで、大島の、大島の療養所の、そこに生きた人びとの歴史を書くうえでの躊躇、とまどい、逡巡を覚えていったようにおもう。大島での在園者たちとの団欒のなかの笑いが、療養所の歴史を「たたかい」においてのみ記すことをためらわせ、彼ら彼女たちがうけた仕打ちを聞くことで、歴史を単純には書きあわせないとあらためて感じてきた。そうした語らいの内容は、文字で記録された文献をとおして読むこともできるだろう。文献を読んで知ることと、現場で当事者から聞くこととのあいだに、比べようのないほどの違いがあるとはおもわない。ただ、顔や声や、表情も口ぶりもおもいだせると、応答しようとする気持ちがいくらか強まるようにもおもう。ここにいう応答は *response* であり、それは *responsibility*=責任につうじる。こう構えてみると、もはやわたしが療養所でおこなっていることに、従来の「聞き取り」という用語を使う必然はないようにおもえてきた。ひとまず、団欒と指弾、としてみよう——療養所に住むものと外部からの来訪者たちとが、顔をあわせ、声を出して応答する場にあらわれるものを、あらためて考えるところ。

IX

了見が狭いのと違いますか——以来ずっとひっかかっているこのときの出来事を、こころの怪我などというつもりはない。これを「指弾」などと記すと、ことさらに大仰にことをとらえてみせているのかもしれない。ただ、非難や爪弾きの意味を持つこの語によって、嫌悪や排斥といった強い攻撃ではなく、おでこを指で弾くような、そのくらいの責めがあらわせると感じたのだった。その後も調査のたびに顔をあわせいくらかの時間いっしょに話をしたり食事をしたりしながらも、彼とさきの会話をふりかえったことは1度もない。

聞き取りなどとはどうていいえないかもしれないわずかな機会であり、またフィールドワークにおける手法としてもきちんと鍛錬させていない場でもある、わたしと在園者たちとの会食や団欒や協議という経験は、歴史を知ったり書いたりするときのなにになるのか。

さきにみた闘争稿も、また伝記作家によるノンフィクションも、どちらも記述することへの確信に満ちているように感じた。情報も史料もなければ、伝記作家であれ歴史研究者であれなにも記すことができないが、証言にせよ記録にせよ、ある出来事やことがらについてのものであれば、直截に記述ができてしまうような即断が彼らの仕事にはあるとみえる。それこそがノンフィクション作家の仕事、歴史研究者のスタイルなのかもしれない。

わたしにとって、大島で調査や研究を進めるなかで、いまもそこに暮らす人びとのごくかぎられた語らいは、そのいくつかが一齣ひとこまの映像となってわたしのなかに残り、しかも、聞き取りをすると身構えて対話したわけではない 1 つひとつの語らいであり、それらは、そこから療養所やそこに生きた人びとの過去の事実をかんたんに引き出せる貯蔵庫のようなものではない。むしろ歴史の叙述をためらわせ、いったん立ちどまらせる、躓きのきっかけのように、島での語らいはわたしのなかに埋め込まれている。躓きの段差としての語らい——楽しい団欒であるとともに、顔をあわせていっしょに食事するときの島での語らいは、わたしにとって緊張の時間でもある。高松から船で配達されたお弁当の包みを開き、いつも入っている海老の殻をむき、ビールを注ぎながら、わたしは自分がなにをしにここに来ているのかを反芻している。彼ら彼女たちとの楽しい団欒の時間を、わたしは歴史というものを書くための訓練として横領している。その彼ら彼女たちの名を、わたしは記さなかった。それはたとえば、横領犯のうしろめたさでもある。

[関連文献目録]

- ①阿部安成「史料紹介 長田穂波の痕跡－療養所の生のあらわし方」『ハンセン病市民学会年報 2008』ハンセン病市民学会、2009年4月、査読有。
- ②同「国立療養所大島青松園（香川県高松市）における知の集積と表明についての文化研究」『第3回瀬戸内海文化研究・活動支援助成報告書（平成20年度）』財団法人福武学術文化振興財団、2009年5月。
- ③同「療養所の生－国立療養所大島青松園キリスト教霊交会の蔵書を考える」『住んでよし、訪れてよし－私の瀬戸内海の文化力』瀬戸内海文化研究・活動支援助成対象者による寄稿集、財団法人福武学術文化振興財団事務局、2009年5月。
- ④同「資料紹介 『霊交』にあとがきを記す。－香川県大島の療養所をあらわす点描」(1)『彦根論叢』第378号、2009年5月、同(2)同前第379号、同年7月、同(3)同前第380号、2009年9月、同(4)『滋賀大学経済学部研究年報』第16巻、同年11月、同(5)『彦根論叢』第384号、2010年6月、同(6)『彦根論叢』第385号、2010年9月、同(7)『滋賀大学経済学部研究年報』第17巻、2010年12月、同(8)滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.150*、2011年7月、同(9)同前 *No.153*、2011年8月。
- ⑤同「療養所の歴史を縁どる－過去との乱取り」(1)『青松』国立療養所大島青松園入所者自治会、通巻第647号第66巻第4号第7・8月号、2009年8月、同(2)同前通巻第648号第66巻第5号第9・10月号、同年10月、同(3)同前通巻第649号第66巻第6号第11・12月号、同年12月、同(4)同前通巻第650号第67巻第1号第1・2月号、2010年2月、同(5)同前通巻第651号第67巻第2号第3・4月号、同年4月、同(6)同前通巻第652号第67巻第3号第5・6月号、同年6月、同(7)同前通巻第652号第67巻第4号第7・8月号、同年8月、同(8)同前通巻第652号第67巻第5号第9・10月号、同年10月、同(9)同前通巻第652号第67巻第6号第11・12月号、同年12月、同(10)同前通巻第653号第68巻第1号第1・2月号、2011年2月、同(11)同前通巻第654号第68巻第2号第3・4月号、同年4月、同(12)同前通巻第655号第68巻第3号第5・6月号、同年6月、同(13)同前通巻第656号第68巻第4号第7・8月号、同年8月発行予定。

- ⑥同「史料紹介 療養所における「自治」論の始線と史料の現在－大島青松園をフィールドとして」『隔離の百年から共生の明日へ ハンセン病市民学会年報 2009』、2010年3月、査読有。
- ⑦阿部安成、石居人也「瀬戸内海域のハンセン病療養所における情報集積と交流」『第4回瀬戸内海文化研究・活動支援助成報告書(平成21年度)』財団法人福武学術文化振興財団、2010年5月。
- ⑧阿部安成「寒冷は火の如く人の肉をタバラス－療養所に生きてゆくこと」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.134*、2010年7月。
- ⑨同「楽しい赤裸の場所－大島療養所、長田穂波、情緒纏綿」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.135*、2010年7月。
- ⑩同「自分の肉体は余り善きものでなかつた－長田穂波遺言」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.139*、2010年9月。
- ⑪同「解剖台顕現－国立療養所大島青松園と瀬戸内国際芸術祭 2010 と展示作品解剖台」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.140*、2010年10月。
- ⑫同「癩と時局と書きものを－香川県大島の療養所の1940年代を軸とする」黒川みどり編『近代日本の「他者」と向き合う』解放出版社、2010年11月。
- ⑬同「悲しみのゆくえ、悲しさのゆくて－瀬戸内国際芸術祭 2010 展示作品解剖台が涙を誘った」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.141*、2010年12月。
- ⑭同「〈研究動向 ハンセン病論の現在とライフストーリー〉だって、当事者がそう言うものですから－ハンセン病療養所における聞き取りの手立て」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.142*、2010年12月。
- ⑮同「同人穂波－『基督教詩歌』誌上の長田穂波」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.143*、2011年1月。
- ⑯同「渾身の力作－「癩と時局と書きものを」を書き終えて」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.149*、2011年4月。
- ⑰同「歴史像の抗争」『ヒューマンライツ』第279号、2011年6月。

⑱同「皮膚の眼－国立ハンセン病資料館 2011 年度春季企画展「かすかな光をもとめて」展への批評」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.151*、2011 年 7 月。

⑲同「長島を開く、長島が読める－国立療養所長島愛生園所蔵史料の公開」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.152*、2011 年 7 月。

⑳同「わたしたちは、彼らふたりの名を記さなかった。－癩そしてハンセン病をめぐる療養所での在園者との語らいを考える」滋賀大学経済学部 *Working Paper Series No.154*、2011 年 8 月。

㉑同「島の書、書の園－国立療養所大島青松園をフィールドとした書史論の試み」『国立ハンセン病資料館研究紀要』第 2 号、2011 年発行予定、査読誌依頼原稿。

㉒阿部安成、石居人也、脇林清「コンクリート塊の牽引－瀬戸内国際芸術祭 2010 の解剖台展示とハンセン病療養所での死をめぐる生活環境」『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第 8 巻第 1 号、2011 年発行予定。

37

この稿は、2010 年度のうちに発表すべく、2010 年 9 月に書き始められた。PC で文書を作成するとその履歴が残るのでおもしろい。その後いったん 2011 年 2 月 13 日で執筆が途切れ、そののち 4 月 24 日に再開して、ようやく 8 月に脱稿となった。2 月から 4 月までのおよそ 2 か月のあいだ、ほかになにもしなかったわけではないが、そのあいだのちょっと虚脱した感じをいまもまだ覚えている。